

G 7 首腦宣言

カハシテのセッションで議論すべ
各國商議（提供・イタリア政府）



環境省の諮問機関・中央環境審議会地球環境部会と経済産業相の諮問機関・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会の合同会議が29

廃太陽光パネルリサイクルで事業化

R2Sが
株式会社へ連携で“確信”深め、次の一手

太陽光パネルのリユース・リサイクル事業の確立に向け、市川環境エンジニアリング（IKE）など4社が昨年3月に立ち上げた合同会社「アルツー・リユース・ション（R2S）」。同社は6月1日、株式会社化する。IKEの51%出資で、代表にはIKEの芋生誠氏、執行役に合同会社時の代表の小野広弥氏が就任する。本部はIKEの東京支社（東京都中央区）で、資金は3千万円。小野氏は「技術開発で飛躍があり、事業化への確信」ができた。他社との連携など検討することは多いが、今が大きな機会だと考えた」と話す。いち早く関東圏に工場を設置し、事業を本格化させる計画だ。

R2Sには、IKEとノクストエナジー・アンリミテッド、近畿工業、リサイクルテック、事業スキームを、初めて構築し、強みを発揮してきた。

技術的には、表面の強化ガラスと、それに接着し、内部の配線などとし、貴金属を含むシート部分を分離する手法として、「比較的シンプルなサイクルが必要な場合」という自社の破碎技術の技術開発を行った。一方で、①その保有す

リュースを含む3万枚程度の取り扱いと、1万枚弱のリサイクルで実績を積んできた。

同氏は、「問い合わせベースでは、国の中間推計6万枚を上回る7万枚程度の排出について、当社だけで相談を受けていたが、(資源循環法)の規定で精錬業者に売却できるシート状に残存し、単体で精錬業者に売却できるシートが回収しにくい(2)で、廃太陽光パネルの資源性状に見合う処理コストで商業化できるか否かが決定的でない——の2点が課題だったため、合同会社

設立後の1年間に、設備メーカーの近畿工業と共に改良を行ってきた。決め手となつたのは、山形県米沢市で廃太陽光パネルからのガラスの分離回収について、金属加工の分野で多く用いられるプラスチック(吹き付け)工法を応用する技術を考案したエーシー・ミクロメントアルとの連携だった。

コスト材が混交した修理後物に対し、それを選別するコストが生じたところから、本格的な事業化には至らなかつた。

そこでR25は、自分で破碎機で得られた分離済みのガラス・フレークをプラスチック材として、シート上に残存した50%のガラスをプラスチック工法で取り除くことを2社に提案した。この破碎とグリースの組み合わせは、シート上のガラスと、貴余の属を含むシートを高品質で分離できる上、プラスチック材の調達と処理後物の

た。現在、施設の1号機を愛知県に置いている。小野氏は、「シンプルな処理手法が功を奏した」と述べる。

設立後の展開について同氏は、「全国に大量に潜在する需要に対応するのに、当社だけではどうしようもない。すでに技術開発を進めている各社をはじめ、全国の処理企業の皆様とも連携を深め、廃太陽光パネルの処理システムの構築に貢献していくたい」と述べる。

廢掃法、バ 安が改正され

は、パネル表面のガラスにプラスチック材を吹き付けた上で、シートを傷つけないことなく短時間でガラスを分離回収する技術を開発した。しかし、このコストと、ガラスとするコストとの運搬料を本格化させることで、混迷が生じる。一方で、コスト的にも、互いの弱点を克服している。

イシング（CP、炭素の価格付け）導入の必要性を打ち出した「長期低炭素ビジョン」をまとめる一方、経産省が4月にCP導入の必要性を否定した「長期地球温暖化対策プラットフォーム」の報告書を公表した後、初めての両者対決の場として注目されていた。

背景に増税懸念の合意書会議

ギーの本体
ギー諸税が
な水準にあ
施策の追加
な状況にな
に対する両
つ向から対

廢掃法、バーゼル法 而改正案が衆院通過

衆院本会議
廃棄物処理法と
(特定有害廃
出入等の規制
律)の両改
致で可決し
した。